

亀山市告示第38号

亀山市身体障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市身体障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、居宅において入浴が困難な重度の身体障がい者に対する訪問入浴サービス（以下「入浴サービス」という。）を実施することにより、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第183号）第4条に規定する身体障がい者のうち、肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める肢体不自由の1級に該当する者

(3) 自力又は家族の介助のみでは入浴することが困難な者

(4) 医師が入浴可能と認める者

(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第3項に規定する訪問入浴介護を利用することができない者

(事業の内容)

第3条 この事業は、対象者の家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行うものとする。

2 入浴サービスの提供に当たっては、看護師又は准看護師 1 人以上及び介護職員 2 人以上で行うものとする。

3 事業の利用は、1 人につき 1 週当たり 2 回とする。ただし、亀山市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（実施施設）

第 4 条 この事業を実施する施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害者支援施設その他福祉事務所長が適当と認めた施設（以下「実施施設」という。）とする。

（利用の申請）

第 5 条 この事業を利用しようとする者は、身体障がい者訪問入浴サービス事業利用（変更）申請書（様式第 1 号）に医師の診断書（様式第 2 号）及び誓約書（様式第 3 号）を添付して福祉事務所長に提出するものとする。

2 前項の規定は、同項の申請書に記載した内容に変更があった場合に準用する。ただし、軽微な変更については、添付書類の添付を省略することができる。

（利用の決定）

第 6 条 福祉事務所長は、前条の申請書を受理したときは、当該対象者の身体及び介護の状況、住宅環境等を考慮した上でその内容を審査し、その可否を決定し、身体障がい者訪問入浴サービス事業利用（変更）決定通知書（様式第 4 号）又は身体障がい者訪問入浴サービス事業利用却下通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

（費用の負担）

第 7 条 前条の規定によりこの事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、1 回当たり 12,500 円（以下「基準額」という。）の 10 パーセントに相当する額を負担しなければならない。ただし、1 月当たり障害者の日常生活及び社会生活

を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）
第17条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度と
する。

（事業の委託）

第8条 福祉事務所長は、この事業の一部を実施施設に委託するこ
とができる。

（費用の請求）

第9条 前条の規定による委託を受けた事業者は、基準額から第7
条の規定により利用者が負担した額を控除した額を福祉事務所長
に請求するものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別
に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

亀山市福祉事務所長 様

申請者 住所 亀山市
氏名

印

身体障がい者訪問入浴サービス事業利用（変更）申請書

次のとおり身体障がい者訪問入浴サービス事業を利用したいので申請します。

対象者の状況	氏名			
	住所	亀山市		
	生年月日	明・大・昭・平	年	月 日
障がいの状況	手帳の有無及び種類	(有・無)		
	障がい名			
	その他			
利用希望	(利用回数等) 回/週 (希望事業所)			
変更内容	変更前		変更後	
	氏名		利用者との続柄	
届出者	住所	亀山市	電話番号	

様式第2号（第5条関係）

診断書

（身体障がい者訪問入浴サービス用）

氏名	男・女	生年月日	年 月 日
住所			
傷病名			
現在の処方等	投薬内容、注射、経管栄養、導尿、酸素療法など		
福祉サービスに対する情報	注意・禁忌事項（特に、入浴・感染症・運動障がい・全身状態など）		
以上のおり診断します。 年 月 日 医療機関名 医療機関所在地 担当医師 氏名			

⑩

誓約書

私は、身体障がい者訪問入浴サービス事業を利用するに当たり、いかなる事故が起こっても、貴市に対し一切の責任を問わないことを誓約いたします。

なお、亀山市身体障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱に違反した場合は、利用の決定を取消し、又は利用を停止されても異議を申し立てません。

また、入浴の際は、下記の事項を順守します。

記

- 1 入浴するときは、必ず付添人をつけ入浴に立ち合わせる事。
- 2 身体の状況等により入浴が不相当と認められたときは、中止されてもやむを得ないこと。
- 3 その他入浴サービスに関する指示事項を守る事。

亀山市福祉事務所長 様

利用者等 住所

氏名

印

様式第4号（第6条関係）

第 年 月 日

様

亀山市福祉事務所長



身体障がい者訪問入浴サービス事業利用（変更）決定通知書

年 月 日付で申請のあった身体障がい者訪問入浴サービス事業の利用については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者証番号		支給決定障がい者（保護者）氏名	
支給決定日		支給決定に係る障がい児氏名	
有効期間			
単価区分			
利用者負担割合		利用者負担上限月額	
訪問入浴サービス			
特記事項			

備考

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に亀山市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、亀山市長に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第6条関係）

第 年 月 日

様

亀山市福祉事務所長 印

身体障がい者訪問入浴サービス事業利用却下通知書

年 月 日付けで申請のあった身体障がい者訪問入浴サービス事業の利用については、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

1 申請事項

2 却下の理由